



プレスリリース No. 10/62  
即時解禁  
2010年2月26日

国際通貨基金 (IMF)  
米国・ワシントン DC

ドミニク・ストロスカーン IMF 専務理事、  
危機後の世界における IMF の新たなビジョンを提示

国際通貨基金 (IMF) のドミニク・ストロスカーン専務理事は本日、ワシントン DC で行われたブレトンウッズ委員会の年次総会で演説を行い、「21世紀の IMF」と称した IMF の新たなビジョンの主旨を明らかにした。

ストロスカーン専務理事は同ビジョンに関し「IMF の 186 の加盟国が危機後の時代で直面する様々な課題に応えるものであり、また IMF の設立者が IMF に課した中核的な権限・責務に引き続き深く根ざしながらも、より実効的となるべく IMF を刷新する主軸となるものだ」と述べた。さらに、この「新たな権限・責務」は、現代の世界経済の安定性を左右するマクロ経済並びに金融部門政策全体を網羅すると共に、IMF の「金融システム安定性の後見人」としての役割を強化するものであることが望まれると述べた。

ストロスカーン氏は IMF の権限・責務の改正に伴う優先課題 3 項目を提示した：

*危機防止機能の向上。* ストロスカーン氏は、IMF のシステム及び金融上のリスクの監督能力を向上させることが必要だと指摘した。各国の政策の金融システムへの影響を、これまでと根本的に異なる形で評価する「マルチラテラル・サーベイランス (多国間政策監視) の新たな手法を検討している」ことを明らかにしたが、これは IMF の国別サーベイランス (政策監視) や、先日「相互評価プロセス」を立ち上げた G20 の取り組みを補完するものとして期待される。同時にストロスカーン氏は IMF の役割についても触れ、より広範な国際的政策課題の「持続的な解決策を打ち出すためには、さらなる多国間協力が必要だ」として、貢献への意欲を見せた。

金融リスクについてストロスカーン氏は、「リスクがシステムに浸透する経緯を監視する」上でさらなる改善が不可欠だと強調したが、これには国際金融の基本的な「配管」を成す、多数の巨大且つ複雑な金融機関への監視の強化などが含まれる。さらに資本勘定の自由化に関しては、資本規制の問題も含め IMF の「現実的な立場」を強調した。

*危機対応の強化。* ストロスカーン氏は、金融システム全体を巻き込む危機の際の IMF の融資は、そのスピード・対象・規模において、既存の枠組みを大きく超えるものでなければならないと強調した。「我々は現在、短期的な複数国クレジットラインをはじめ、様々な選択肢を検討している」と述べた。また IMF は、保険的機能を有する「フレキシブル・クレジットライン (FCL) 」をより魅力的にすると共に、IMF プログラムと平行して実施される EU による融資の「積極的且つ経済安定化にむけた役割」に見られるように、地域レベルの外貨準備プールとの連携のあり方を検討している。

低所得国向け支援に関しては、IMF が昨年実施した融資制度改革及びコンディショナリティーの合理化など、大きく前進したことを強調した。「しかし我々にはそれ以上のことが可能だ」と述べた。IMF の役割を拡大し「世界的不安定要因や、気候変動の影響をはじめとする、様々なショックに対する保険を提供する」などはその一例である。また、脆弱性や安全保障の問題に直面している国への革新的な融資手段も検討される必要がある。

*国際通貨制度の強化。* いくつか大きな問題は発生したものの、米ドルが「安全な避難先」としての役割を果たし、現在の国際通貨制度は「この度の危機の際にその回復力を証明した」とストロスカーン氏は述べた。今後の課題は「予防的な外貨準備に対する高い需要が存在する一方で、外貨準備金の供給が不足していることに起因する軋轢を軽減する」ことだが、これに対し IMF は、流動性を供給するという役割を果たすことが可能であろう。

新規の国際的な準備資産の必要性を巡る長期的な課題に関し、IMF 専務理事は「国際金融システムに今後何が必要かという観点から、今このようなアイデアを検討することは、客観的にみて健全である」と述べた。

またストロスカーン氏は、IMF のガバナンスに対する「長期に渡る不満」に対処しない限り、IMF の新たな権限と責務は正当性を欠くものとなるだろうと強調した。同専務理事は G20 の IMF のガバナンス改革に対する強い支持を歓迎しながらも、「コミットメントの実現は常に容易だとは限らない」と指摘した。例えば、IMF の 2008 年のクォータ（出資割当額）及びボイス（投票権）の改革が未だ実現に至っていない。同改革案については、2008 年 4 月に IMF の総務の大半が承認したものの、現在までのところ必要な法案を可決しているのは 186 加盟国のうち僅か 64 カ国で、これは発効に必要とされる総議決権の 85% の内の約 70% にすぎない。ストロスカーン専務理事は「恒久的なガバナンス改革を実現するためには、全加盟国からの積極的な支援が不可欠である」と述べた。

さらにストロスカーン専務理事は、多国間協調主義の重要性についても言及した。「この度の危機から我々が何らかの教訓を得たとするならば、それは現代の世界は、ブレトンウッズ体制が成立した 1944 年当時以上に、多国間協調主義が必要だという

ことだ」と述べた。ストロスカーン専務理事は、危機の際に「前例の無い」レベルでの国際的な政策協調が実現したと指摘すると共に、21世紀は「このような協調体制及び多国間協調主義が更に必要となるだろう」と述べた。「そこにこそ IMF の存在意義があるのだ」。

IMF の権限・責務について詳細は以下を参照のこと：

**IMF の権限・責務—概要 (The Fund’s Mandate—An Overview) ;**

IMF ポリシーペーパー; 2010年1月22日

<http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2010/012210a.pdf>

**IMF の権限・責務—その法的枠組み (The Fund’s Mandate—The Legal Framework) ; IMF ポリシーペーパー; 2010年2月22日**

<http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2010/022210.pdf>